

納税協会 ニュース

平成23年9月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

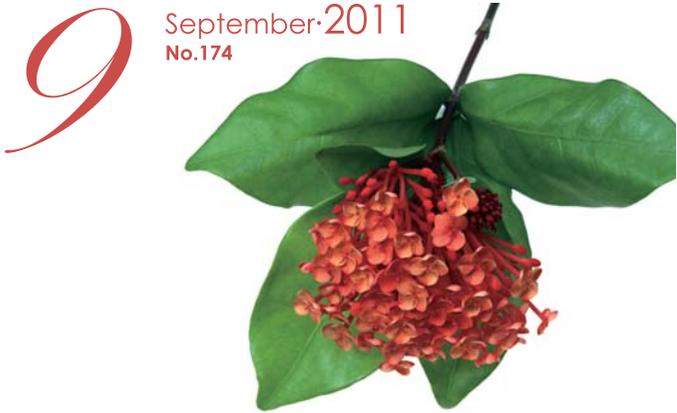
納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (//)



September 2011
No.174

トピックス

ひかり税理士法人

2011年版「中小企業白書」を公表

—震災の影響により中小企業の業況は大きく悪化—

(中小企業庁)

中小企業庁は7月1日、2011年版の中小企業白書を公表しました。東日本大震災により公表が遅れていましたが、その内容は震災の影響を踏まえたものとなっています。

リーマンショックからの持ち直しの動きが見られていた中小企業の業況ですが、今年度の景況D I (前年同月比「好転」回答企業割合-「悪化」回答企業割合)をみると、震災前の2月期が▲38.2であったのに対し、震災後の3月期は▲55.1と、震災の影響により大

きく悪化しました。

その要因として、取扱商品の原材料不足や原材料価格の高騰、商品配送の停滞、自粛ムードによる消費マインドの低下が挙げられています。

また、同白書では、国内需要が収縮するなど厳しい環境下において中小企業が成長するためには、労働生産性を向上させることが重要であり、市場の拡大や技術革新などの取り組みを行っていく必要性を示唆しています。

6月の消費支出は前年比4.2%減 = 家計調査

—震災の影響により9か月連続のマイナス—

(総務省)

総務省が7月29日に発表した6月の家計調査によると、2人以上世帯の消費支出は、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比4.2%減の26万5,807円となり、9か月連続で前年水準を下回りました。

地方別対前年同月実質増減率をみると、東日本大震災を背景に、東北および関東地方に

おいて減少幅が大きくなっています。

消費支出の内訳では、家庭での節電を背景に1世帯当たりの電気使用量が、前年同月に比べ4.7%減少しています。

また、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、100世帯当たりのテレビ購入数量は、前年同月比0.9台増の2.5台となっています。

通勤手当の非課税限度額上乗せ特例を廃止

—平成24年1月1日以降の通勤手当に影響—

(国税庁)

平成23年度税制改正により、通勤時にマイカーなど交通用具を使用し、かつ、通勤距離が片道15km以上の通勤者へ支給する通勤手当非課税限度額の上乗せ特例が廃止されることとなりました。

現行の非課税とされる通勤手当の上乗せ特例では、片道15km以上の場合において、交通機関を利用した場合に負担することとなる

「運賃相当額」が通勤距離に応じて定められている「非課税限度額」を超える場合につき、その運賃相当額(月額10万円を限度)まで非課税とされています。

平成24年1月1日以降に支給される通勤手当からは、この上乗せ特例の廃止により非課税限度額を超える部分が課税対象となることから、通勤手当を支給する場合には注意が必要です。

雇用促進税制の適用には「雇用促進計画」の提出が必要

—事業年度開始から原則2か月以内にハローワークに—

(厚生労働省)

平成23年度税制改正により創設された雇用促進税制では、従業員の増加1人につき20万円の税額控除を受けることができます。

この制度の適用を受けようとする法人は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度(平成23年6月30日前に終了する事業年度を除きます)において、雇用者増加数等の要件を満たすだけでなく、目標増加数等を記載した「雇

用促進計画」を事業年度開始から原則2か月以内にハローワークに提出しておくなど一定の要件を満たす必要があります。

なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する法人については、8月1日から10月31日までに提出できる特例措置が設けられていますが、いずれにしても提出期間が限定されていますので、失念することがないように御留意ください。

ワンポイント

税理士 岸田光正

仮装経理による過大申告に対する取扱い

1 仮装経理に対する取扱い

実際は赤字決算であるにもかかわらず、取引先や金融機関などに対する影響、入札参加資格の確保等の理由から、架空の利益を計上するなどして仮装経理(粉飾決算)を行って黒字決算とし、その決算に基づいて過大に法人税の申告を行うような企業があります。

このような仮装経理は、会社法や企業会計上問題があり、本来認められないものです。

また、税務上もこのような仮装経理を抑制するため、架空の売上げを計上したり、架空の在庫により期末棚卸高を水増し計上するなど、事実を仮装した経理を行って過大な申告を行った場合には、その過大申告分に対する減額更正や過大納付税額の還付につき制限を設けています。

2 減額更正の時期

本来、申告書に記載された所得金額や法人税額が税法の規定に従っていない場合、税務署長は調査により正当額に更正することとされていますし、納税者側からも申告期限から1年以内であれば更正の請求をすることができます。

しかし、申告額が正当な所得金額を超えている場合であっても、その超える金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合には、税務署長はその法人が、その仮装経理の額をその後の事業年度の確定した決算において、その事実を修正する経理をし、その決算に基づく確定申告書を提出するまでの間は、仮装経理による申告額については減額更正しないことができるとされています。

例えば、架空売上げ5,000万円を計上して過大申告を行った法人が更正の請求をしたとしても、その過大申告額に係る減額更正は、仮装経理を行った後の事業年度において法人が過年度損益修正損5,000万円を計上するなどの修正経理を行い、それに基づく確定申告書(計上された修正損5,000万円は自己否認)を提出するまでは行われないうこととなります。

3 仮装経理による納付税額の還付

また、仮装経理をした事業年度の所得につき減額更正が行われた場合であっても、仮装経理により過大に納付した法人税がただちに全額還付されるというわけではありません。

還付されるのは、その減額更正の日の属する事業年度開始の日前1年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額でその減額更正の日の前日において確定している金額までの額に限られています。

そして残額は、その減額更正の日の属する事業年度開始の日以後5年以内に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から順次控除し、5年経過後になお残額がある場合に還付されることとなります。